

TEPCO省エネプログラム2023

TEPCOカーボンニュートラルサポート

サービス概要 ver.2

東京電力エナジーパートナー株式会社

2023年5月10日 公表

2023年6月1日 改定

※ 本サービス概要の内容は6月1日時点のものであり、今後予告なく変更する場合がございます。

目次

1. 本サービスの概要

2. 申請スケジュール

3. 申請フロー

4. 今後の予定

別紙

1. 本サービスの概要

1. 本サービスの概要

サービスの目的について	
サービスの目的	本サービスである「TEPCO カーボンニュートラルサポート」の実施により、省エネ・創エネ設備の導入サポートを通じて、お客さまのご負担軽減およびカーボンニュートラル社会の実現を目指します。
サポートの対象について	
サポート対象者	東京電力エリア*1内において、当社と電気需給契約を締結していただいております。以下の1.または2.に該当するお客さま 1. 高圧/特別高圧のお客さま*2 2. 低圧のお客さまのうち、対象メニュー*3にご加入いただいている法人等/個人事業主のお客さま
サポート対象設備	当社が定めるエネルギー消費効率等の条件を満たした、以下3種類の設備の更新、増設または新規設置 1. 電気式高効率空調の更新 2. エアコンプレッサーの更新 3. 太陽光発電設備の新規設置・増設・更新
申請期間について	
申請期間	1. 交付申請期間(予定)：2023年7月3日～2023年9月29日 2. 実績報告期間(予定)：2023年10月2日～2024年2月29日 交付申請の対象は、本サービスの公募要領公表以降に設備発注を行うサポート対象設備とします。実績報告の対象は、据付または試運転調整が完了したサポート対象設備とします。詳細は「2.申請スケジュール」の項をご参照ください。
サポート金について	
申請とお支払い	お客さまに交付申請、サポート対象設備の導入、実績報告を行っていただき、当社で実績報告内容を審査後、「1.本サービスの概要 サポート対象設備」の項で定める算定方法に則りサポート金をお支払いします。各申請は需要場所ごとに行っていただきます。
サポート金上限	1需要場所ごとにサポート金の上限額を設けます。上限額は、当社との電気需給契約における契約電力に1kWあたり10,000円を乗じて計算します。(詳細はサービス利用規約、公募要領をご確認ください。)

*1 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)

*2 契約メニューが臨時電力、農事用電力等のお客さまはサポート対象外とします。

*3 対象メニューは別紙をご参照ください。

1. 本サービスの概要 サポート対象設備

- サポート対象設備とサポート条件は以下のとおりです。
- 1需要場所ごとにサポート金の上限金額を設けます。上限額は、当社との電気需給契約における契約電力に1kWあたり10,000円を乗じて計算します。(詳細はサービス利用規約、公募要領をご確認ください。)

設備種別 *1		導入形態	条件		区分・サポート金単価(円/kW)	
1	電気式高効率空調	更新	定格冷房能力	APF(2015)基準値	定格冷房能力あたり	
			7.1kW未満	7.0以上 *3	店舗用パッケージエアコン	3,000
			7.1kW以上12.5kW未満	6.7以上 *3		
			12.5kW以上	6.1以上 *3		
-	6.1以上	ビル用マルチエアコン	6,000			
2	エアコンプレッサー	更新	機器仕様として①および②を満たすこと ①インバーター搭載 ②据え置き設置		モータ出力あたり エアコンプレッサー 16,000	
3	太陽光発電設備 *2	新規設置 増設 更新	設置形態	太陽光パネル出力あたり		
			陸屋根設置	陸屋根設置		26,500
			ソーラーカーポートの設置	ソーラーカーポートの設置		26,500
			野立て設置	野立て設置		23,000
			塩害地区での設置	塩害地区での設置		11,300

*1 サポート対象設備の機器については、サポート対象機器一覧をご確認ください。

*2 同一設備において、条件を重複して満たす場合にはサポート金単価の大きい方を採用し、合算は行いません。

*3 店舗用パッケージエアコンがAPF(2015)基準値を満たしているか否かは、実際に導入した室内機の種類に依らず、室外機(実際の導入機器)+4方向カセット型室内機(APF計算用の想定機器)のAPF値から判断します。

※ 上表の条件に加え「法令に定められた安全上の基準を満たしている設備であること」も条件とします。

1. 本サービスの概要 サポート対象要件(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)

- サポート対象設備が電気式高効率空調およびエアコンプレッサーの場合、以下の各要件を全て満たしたお客さまに対し、その導入費用をサポートします。

1 東京電力エリア内*¹において、当社と電気需給契約を締結していただき、以下1.または2.に該当するお客さま

1. 高圧/特別高圧のお客さま*²

2. 低圧のお客さまのうち、対象メニュー*³にご加入いただいている法人等/個人事業主のお客さま

*¹ 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)

*² 契約メニューが臨時電力、農事用電力等のお客さまはサポート対象外とします。

*³ 対象メニューは別紙をご参照ください。

2 本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること

※ 将来用設備、予備設備としての購入や、中古品の購入はサポート対象外とします。

※ 設備利用開始時にサポート対象設備の所有者と電気需給契約者が異なる場合であっても、所有権が電気需給契約者に移転しうる場合はサポート対象となる可能性がございます。(例:所有権移転ファイナンスリース取引、所有権が移転しうるESCO・エネルギーサービス等)

この場合、導入するサポート対象設備の所有者および電気需給契約者の両方で共同申請を行っていただきます。

3 東京電力エリアに所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、サポート対象設備を継続して使用すること

4 交付申請期間内に交付申請および実績報告期間内に実績報告を行うことができること

5 本サービスのサービス利用規約の全てに同意していること

※ サポート金交付後にサービス利用規約に違反されていることが判明した場合は、サポート金を全額返還いただきます。

1. 本サービスの概要 サポート対象要件(太陽光発電設備)

- サポート対象設備が太陽光発電設備の場合、以下の各要件を全て満たしたお客さまに対し、その導入費用をサポートします。

1 東京電力エリア内*¹において、当社と電気需給契約を締結していただいております、以下1.または2.に該当するお客さま

1. 高圧/特別高圧のお客さま*²

2. 低圧のお客さまのうち、対象メニュー*³にご加入いただいている法人等/個人事業主のお客さま

*¹ 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)

*² 契約メニューが臨時電力、農事用電力等のお客さまはサポート対象外とします。

*³ 対象メニューは別紙をご参照ください。

2 本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること

※ 将来用設備、予備設備としての購入や、中古品の購入はサポート対象外とします。

※ 設備利用開始時にサポート対象設備の所有者と電気需給契約者が異なる場合であっても、所有権が電気需給契約者に移転しうる場合はサポート対象となる可能性がございます。(例:所有権移転ファイナンスリース取引、所有権が移転しうるESCO・エネルギーサービス・PPAモデル等)

この場合、導入するサポート対象設備の所有者および電気需給契約者の両方で共同申請を行っていただきます。

※ オフサイトPPAモデル等の場合もサポート対象となる可能性がございます。

3 東京電力エリアに所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、サポート対象設備を設置し継続して発電を行うこと

4 東京電力エリア内に所在し、かつ当社との電気需給契約を締結している需要場所において、**3**で発電した電力を全て使用し、他小売電気事業者と当該電力についての売買契約を締結しないこと

※ ただし、当該需要場所のみに電力を供給するオフサイトPPAモデルのための電力の売買契約を締結する場合はサポート対象とします。

5 申請する設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT/FIP制度の対象設備でないこと

6 交付申請期間内に交付申請および実績報告期間内に実績報告を行うことができること

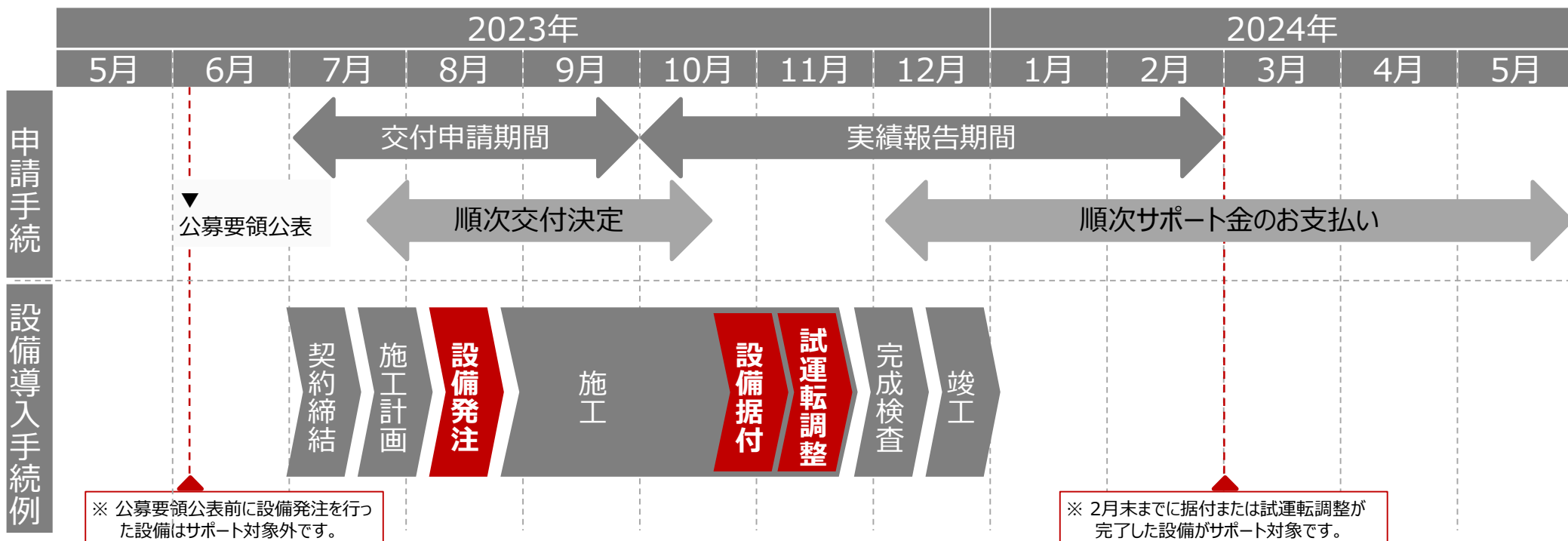
7 本サービスのサービス利用規約の全てに同意していること

※ サポート金交付後にサービス利用規約に違反されていることが判明した場合は、サポート金を全額返還いただきます。

2. 申請スケジュール

2. 申請スケジュール

- サポート金の支払いをご希望されるサポート対象者は、**交付申請**と**実績報告**の2つの申請を行う必要があります。
 - － **交付申請**：導入予定の設備が、サポート対象に該当することを証明する書類を提出いただきます。
 - － **実績報告**：据付または試運転調整の完了したサポート対象設備について、当社が指定する書類を提出していただきます。
- 交付申請の審査が完了次第、順次交付決定を行います。交付申請の審査結果は2週間後を目途に通知いたします。
- 本サービスの公募要領公表以降に設備発注を行うサポート対象設備については、交付申請の対象とします。ただし、申請者および導入予定の設備がサポート対象に該当しない等の理由により交付決定できない場合もございますので、予めご了承ください。
- 本サービスの予算の上限に達した場合、交付申請期間にかかわらず交付申請の受付を締め切ります。



3. 申請フロー

3. 申請フロー

- 申請は全てWEB上で行っていただけます。
- 申請サイト上におけるアカウントの作成から各種申請、お支払いまでの大まかな流れは以下となります。
- 詳細な流れは本サービスの特設ページに掲載の「公募要領」をご確認ください。
- 申請には「ビジネスTEPCO」の会員であることが必要となります。

アカウント作成

- 本サービスの特設ページより申請システムへ移動していただけます。
- メールアドレス、必要事項を入力し、アカウントを作成いただけます。

交付申請

- 申請システムの交付申請ボタンから交付申請画面へ移動していただけます。
- 必要情報の入力や必要書類をアップロードのうえ交付申請を行っていただけます。
- 申請内容に関して、不備や確認事項が発生した場合は、申請システム上およびメールにて通知いたしますので、不備内容をご確認・修正いただき再度申請をお願いいたします。

実績報告

- 交付申請時に申請したサポート対象設備を導入いただいた後に、実績報告を行っていただけます。
- 実績報告の流れは交付申請時と同様となります。

サポート金 お支払い

- 実績報告の審査完了後、サポート金をお支払いします。

4. 今後の予定

4. 今後の予定

- 7月の交付申請開始に向けた各種資料の公表等の時期は、以下を予定しています。

各種資料の公表等の予定	
6月1日	<ul style="list-style-type: none">• 公募要領公表 (サービス詳細、サポート対象機器一覧、サポート対象者の要件、申請時提出書類等)• サービス利用規約公表• サービス概要 ver.2公表(本資料)
6月19日	<ul style="list-style-type: none">• 申請書類公表• 本サービスに関するコールセンター開設
6月26日	<ul style="list-style-type: none">• 申請の手引き公表
7月3日	<ul style="list-style-type: none">• 申請用WEBサイト公開

別紙

別紙(低圧対象メニュー)

- 当社と電気需給契約を締結していただいている低圧の法人等/個人事業主のお客さまのうち、申請する需要場所の電気需給契約が以下のメニューに該当するお客さまをサポート対象とします。

- スタANDARD S
- スタANDARD L
- スタANDARD X
- アクアエナジー100
- 夜トク 8
- 夜トク 12
- スマートライフ S
- スマートライフ L
- スマートライフプラン
- 暮らし上手 S
- 暮らし上手 L
- 暮らし上手 X
- 動力プラン
- プレミアム S
- プレミアム L
- プレミアムプラン
- TEPCO スマートライフプラン for エアロテック
- 電化上手(季節別時間帯別電灯)
- おトクなナイト8(時間帯別電灯[夜間8時間型])
- おトクなナイト10(時間帯別電灯[夜間10時間型])
- ピークシフトプラン(ピーク抑制型季節別時間帯別電灯)
- 低圧高負荷契約
- TEPCO プレミアムプラン for エアロテック
- TEPCO プレミアム S for ソフトバンク
- TEPCO プレミアム L for ソフトバンク
- TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク